

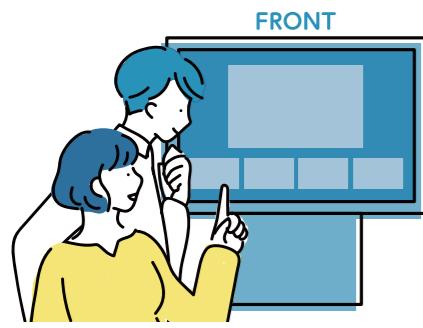
新法ホテルの運用におけるフロント対応別・風営法違反について

※レジャーホテル業界では「旧法ホテル(または4号営業ホテル)」と「新法ホテル」の区分が一般的です。旧法ホテルとは風営法の届出を行っているホテルであり、一方の新法ホテルは、昭和59年の風営法改正後に開発された「カップルユースを主体にした空間づくり・運営に注力する宿泊業態」と位置付けられ、風営法の届出は行っていません。

入室時パターン

A

客室選別機



客室選別機にて客室を選択して
フロントと対面することなく入室。

B

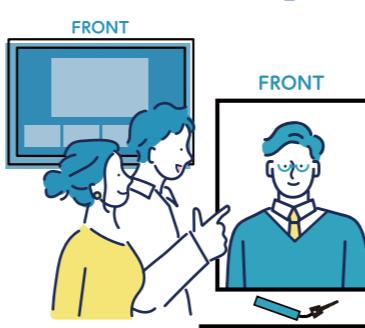
フロント対面



フロント対面にて客室を選び鍵の受渡しをして入室。(客が従業員と対面しなくとも入室できる※1ではない。)

A + B

客室選別機
→ フロント対面



客が客室選別機にて客室を選択したのち
フロント対面にて鍵の受渡しをして入室。
(客が従業員と対面しなくとも入室できる※1ではない。)

退室(精算)時パターン

X

フロント対面精算



退室時にはフロントにて対面で料金の支払いを行う。(客室内に自動精算機等が設置されていない。※2)

Y

フロント精算機



退室時にはフロントの精算機にて料金の支払いを行う。(客室内に自動精算機等が設置されている。※2)

Z

客室精算機等
(エアシューター、会計用小窓等含む)



退室時には客室精算機等にて料金の支払いを行う。

Q1. 新法ホテルの運用で、フロント対応別の下記9つのパターンについて、風営法違反か否か教えてください。

- A. 風営法違反か否かというご質問は、禁止区域営業(当該ホテルの立地が4号営業禁止区域・地域の場合)または無届営業(当該ホテルの立地が4号営業禁止区域・地域でない場合)に該当するか否かというご質問と理解して、以下、ご回答申し上げます。
風営法違反か否かは、オペレーションがどうなっているか(=フロントで対面するかどうかや、料金をどのように支払うか)とは別の観点(=施設及び設備がどうなっているか)により判断されます。そのため、上記①～⑤⑦～⑨については、①～⑤⑦～⑨に記載されているオペレーションに関する情報では風営法違反か否かを回答申し上げることができず、施設及び設備について「～ならば」等という条件を付した回答となります。

フロント対応別 9パターン

入室時 A + B

客室選別機
→ フロント対面



客室選別機にて客室を選択したのちフロント対面にて鍵の受渡しをして入室。

1 退室時 X

フロント対面精算



客室内に自動精算機等が設置※されていないならば、風営法違反には該たらないと考えられます。

2 退室時 Y

フロント精算機



客室内に自動精算機等が設置※されていないならば、風営法違反には該たらないと考えられます。

3 退室時 Z

客室精算機等



風営法違反には該たらないと考えられます。

入室時 A

客室選別機



客室選別機にて客室を選択してフロントと対面することなく入室。

4 退室時 X

フロント対面精算



客室内に自動精算機等が設置※されていないならば、風営法違反には該たらないと考えられます。

5 退室時 Y

フロント精算機



客室内に自動精算機等が設置※されていないならば、風営法違反には該たらないと考えられます。

6 退室時 Z

客室精算機等



風営法違反には該たると考えられます。

入室時 B

フロント対面



フロント対面にて客室を選び、鍵の受渡しをして入室。

7 退室時 X

フロント対面精算



客室内に自動精算機等が設置※されていないならば、風営法違反には該たらないと考えられます。

8 退室時 Y

フロント精算機



客室内に自動精算機等が設置※されていないならば、風営法違反には該たらないと考えられます。

9 退室時 Z

客室精算機等



風営法違反には該たないと考えられます。

Q2. フロントを無人化した状態で客を入室させられるようにすることは合法なのか

- A. (宿泊者名簿の正確な記載等がクリアできない限り) フロントを無人化することは旅館業法違反となると考えられます。

●旅館業法4条3項、同施行令1条1項2号では、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの」を求めていました。

●「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場」(いわゆるフロント)を置かない場合には、宿泊者名簿の正確な記載が求められており、殆どのレジャーホテルにとって、この「宿泊者名簿の正確な記載」をクリアするのは困難であること。また、ご質問は「旅館業法上」とのことですが、新法ホテルについては、旅館業法違反か否かの問題とは別に、風営法違反の問題(フロントを無人化した状態で客を入室させられるようにした場合、客室内に自動精算機等があれば風営法違反に該当)があり、こちらの方がより深刻な問題であることにもご留意下さい。

「風営法は法律、政令、規則、解釈運用基準にわたり、構造・施設・設備要件複雑に入り組んでおり、また対象の範囲が使用用途や状況に委ねられており大変難解です。さらには、あまり適用する機会がない法令ですので、所轄警察署の担当者によっては知識に差があり、見解が相違することもありますため十分ご注意ください。例えば担当者より、適法であるのに違法との主張があった場合は、各都道府県公安委員会に申立を行う必要が出てくるなどする場合がございます。お困りの際やご検討の際には、星弁護士の連絡先をお伝えいたしますので協会事務局までご連絡ください。日頃より、法令を遵守を心がけるようお願い申し上げます。」

※2 自動精算機等を使用しているかどうかではなく客室に設置されているかどうかが判断基準。